

大使館・ 総領事館の できること

海外における日本人の 保護や援助が、在外公館の任務です

今日、海外に居住している日本人は110万人以上、海外に渡航する日本人は年間1,700万人を超えていますが、不幸にして、事故や犯罪、あるいはトラブルに遭遇する人も少なくありません。このような中、我が国の大使館や総領事館などの在外公館では、海外における日本人の保護や安全対策のための任務に当たっています。特に、海外で生命・身体が危険にさらされている日本人を保護することは、在外公館が最優先する任務の一つです。

在外公館では、皆様が海外で抱えている問題について様々なご相談を受け、その解決に向けて、できるだけ努力をしております。しかしながら、外国にはそれぞれ独自の法制度があり、日本人が関係する事故や犯罪についても、その国の法律が適用され、その国の行政・司法手続に従って解決を図る必要があります。また、外国においては、必ずしも日本国内と同様のサービスや救済が受けられるとは限りません。また、在外公館の体制、権限等の制約もあるため、在外公館ができることにはおのずと限界があります。問題解決のためには皆様自身の努力も必要です。

海外でお困りのことがあったら 気軽に大使館・総領事館にご相談下さい

このパンフレットは、海外におられる皆様からのご要望に対し、日本の在外公館で共通した「通常できること」と「制約があってできないこと」を明らかにし、皆様に理解していただくことを目的としたものです。領事業務は外務省として国民の皆様との接点をもつ大切な仕事であり、今まで以上に重視して取り組んでまいりますが、実際のサービスの提供については私どもの側から一方的に押し進めるのではなく、国民の皆様とともに必要なサービスの在り方を考え、実施していきたいと考えています。今後とも海外における日本人の安全確保と行政サービスの向上に向けて努力していきますので、お困りのことがございましたら最寄りの在外公館領事部へ気軽にご相談下さい。



事件・事故 緊急入院

事件・事故に遭ったとき、 緊急入院したとき



- 様々な相談に応じ、解決方法について一緒に考えます。
例えは 被害や怪我の状況によっては、現地での届け出や治療が必要となる場合があります。
- 弁護士や通訳の情報を提供します。
- 医療機関の情報を提供します。
例えは 日本人がよく行く病院や日本語の通じる医者などを紹介します。
- ご家族との連絡を支援します。
例えは ご本人による連絡ができない場合には、ご本人に代わり医師から病状を聴取し、ご家族へ連絡します。
- 現地警察や保険会社への連絡の助言をします。
例えは ご本人による連絡ができない場合には、ご本人に代わり警察に連絡します。
- ご家族が現地に向かう場合、外務省が住所地の都道府県パスポートセンターへ連絡し、できるだけ早く現地へ出発できるよう旅券(パスポート)の緊急発給の要請を行います。
- 現地で治療が不可能な場合、緊急移送に関する助言・支援を行います。
例えは 移送方法についての助言、移送会社への連絡をします。
- 死亡事件・事故の場合には、ご遺体の身元確認をお手伝いし、ご遺体の荼毘、死亡証明書の発給及び日本への移送に関する助言を行います。

できない
こと

- 病院との交渉、医療費・移送費の負担、支払保証、立て替え
- 犯罪の捜査、犯人の逮捕、取締り
- 相手側との賠償交渉

盗難 紛失

所持金・所持品(旅券等)が盗難に あったとき、紛失したとき



- 現地警察への届出に関する助言をします。

例えば 現地警察への届出方法をご案内します。

- ご家族や知人からの送金に関する助言をします。

例えば 日本からの送金方法をお教えします。

- 旅券(パスポート)の新規発給又は旅券に代わる「帰国のための渡航書」の発給を行います。(要手数料)

紛失した旅券を失効するために必要な書類(紛失届)

- ・紛失一般旅券等届出書1通(各公館にあります)
- ・警察署の発行した紛失届受理証明書等又は消防署等が発行した罹災証明書等
- ・写真(縦45ミリメートル×横35ミリメートル)1葉
- ・身元確認書類(運転免許証等)(提示)

新規一般旅券発給に必要な書類(帰国のための渡航書も同様)

- ・一般旅券発給申請書1通(各公館にあります)
- ・戸籍謄本又は抄本1通
- ・写真(縦45ミリメートル×横35ミリメートル)1葉
- ・その他参考書類(必要に応じ本人確認、国籍確認ができるもの)
(に旅券作成機が設置されていない一部の公館での申請は、申請書2通、写真2葉が必要)

できない
こと

- 金銭の供与
- クレジットカード、トラベラースチェックの失効手続
あるいは航空券の再発行手続の代行
- 遺失物の捜索
- 現地警察への被害届提出の代行
- 犯罪の捜査、犯人の逮捕、取締り

緊急 事態

大規模な自然災害や騒乱・戦争 などの緊急事態が起きたとき



- 緊急事態の発生地に滞在する日本人の安否の確認に最大限の努力を払います。
3か月以上滞在する場合、海外の住所が決まったら必ず在留届を提出して下さい。(インターネットによる電子届出が便利です。裏面「在外公館で行っている主な領事サービス④」参照。)短期旅行者の方の場合、把握が困難ですので、在外公館及びご家族・所属先等へ無事であることの連絡をして下さい。
- 日本人の被害者がいる場合には必要な支援を行います。
例えば 緊急移送のため関係機関などへの連絡を行います。
- インターネットや連絡網を通じて情報を提供します。
- 退避を支援します。
例えば 危険情報の発出等、退避方法についての情報を提供します。

できない
こと

- 退避費用の負担(現金などを持ち合わせていない場合には在外公館にご相談下さい。)

逮捕 拘禁

逮捕・拘禁されたとき



- ご希望があれば領事が本人との面会又は連絡をします。
- 弁護士や通訳の情報を提供します。
- ご家族との連絡を支援します。
例えば ご家族に連絡をとることができない場合、ご本人に代わりご家族に連絡します。
- 差別的、非人道的扱いを受けている場合には、関係当局に改善を求めます。

できない
こと

- 釈放や減刑等の要求(適正な法手続がとられている限り、関係当局に対して、特別な扱いを求めることはできません。)
- 弁護士費用、保釈費用、訴訟費用の負担、貸付及びその保証
- 取調べや裁判における通訳・翻訳

行方不明

海外で行方不明になった ご家族を探したいとき



- 現地事情にあった搜索の方法、現地警察への照会、搜索願ひに関する助言を行います。
- 犯罪に巻き込まれている可能性がある場合には、現地警察に対して捜査の申入れを行います。

できない
こと

- 行方不明者の搜索活動

困りごと 相談



- 様々な相談に応じ、解決方法について一緒に考えます。
- 弁護士や通訳の情報を提供します。

できない
こと

- 私的争いの仲裁、訴訟への介入
- 専門的な法律相談(領事は法律の専門家ではありません。)
- 通訳・翻訳(ただし、通訳・翻訳者の情報を提供します。)
- 外国査証、滞在許可、就労許可の取得の代行や口添え
- 在留国の行政機関への届出の代行、届出書類の翻訳
- 日本の年金や生活保護給付の申請の代行
- 日本の運転免許証の発給・更新手続